

地域子ども・子育て支援事業の事業内容

事業名		事業内容
1	時間外保育(延長保育)事業	保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日や利用時間以外の日・時間において、保育所等において保育を実施する事業です。
2	放課後児童健全育成事業(放課後児童会)	小学1～6年生で、保護者が仕事などで昼間家庭にいない子どもを対象に、放課後児童会で預かる事業です。
3	地域子育て支援拠点事業(こどもセンター、きらっ子ルーム)	乳幼児および保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の支援を行う事業です。
4	一時預かり事業(幼稚園在園児)	通常の幼稚園・こども園の教育時間終了後、各園の在園児を希望により引き続き預かる事業です。
5-1	一時預かり事業(幼稚園在園児以外(一時保育事業))	満6か月～就学前の子どもを対象に、一時的に子どもの保育が困難な時などに保育所等で預かる事業です。
5-2	一時預かり事業(幼稚園在園児以外)(ファミリー・サポート・センター事業(就学前児童)を含む)	乳幼児を子育てしている保護者、援助をするサポーター双方を会員として、乳幼児の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。
6	利用者支援事業(子育て支援コンシェルジュ)	子どもまたは保護者の身近な場所で、利用者の要望に応じて教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供、相談・助言等を、きめ細やかにを行うコンシェルジュが、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。
7	子育て短期支援事業(ショートステイ)	保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業で宿泊を伴うものです。
8	乳児家庭全戸訪問事業	生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。
9	養育支援訪問事業	出産後の養育に関し、出産前から指導・助言等の支援を行うことが特に必要であると認められる妊産婦に対して、その居宅を訪問し、支援を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。
10	病児保育事業	病児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等する事業です。
11	ファミリー・サポート・センター事業(就学児対象)	小学生を子育てしている保護者、援助をするサポーター双方を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。
12	妊婦健康診査事業	妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、健康状態の把握、検査計測、保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。